

公益社団法人静岡県看護協会長表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県看護協会（以下「本会」という。）定款第3条に定める目的の達成及び看護職員の取り巻く環境の改善向上に、著しく功績があった者の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰時期)

第2条 表彰は、定時総会において、これを行う。

(被表彰者)

第3条 表彰は、次の各号に該当する者について、会長がこれを行う。

- (1) 多年にわたり、本会役員又は委員として協会活動に精励した者
- (2) 看護業務（附帯する業務を含む。以下同じ）について、顕著な功績があった者
- (3) 看護業務の啓発、看護技術の改善又は看護職員の指導育成について、顕著な功績があった者
- (4) 看護教育、看護研究について、顕著な功績があった者
- (5) 看護職員の地位向上、就労条件の改善について、顕著な功績があった者
- (6) 看護業務の効率化、省力化について、顕著な功績があった者

(推 薦)

第4条 第3条の各号の一に該当するものがあるときは、その者の表彰方について、被推薦者の所属する施設の代表者もしくは地区支部長又は協会理事が会長に推薦する。

2 推薦は、別記様式の推薦調書による。

(決 定)

第5条 被表彰者は、理事会の議決を経て決定する。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 20 日から施行する。

この変更は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（平成 25 年 3 月 19 日理事会議決）

静岡県看護協会長表彰候補者推薦調書

下記の者を静岡県看護協会長表彰規程に該当する者と認め推薦します。 (本会理事) (施設代表者) (地区支部長)				
印				
住 所				
(ふりがな) 氏 名	明 大 昭 年 月 日生 歳			
看護業務従事年数 (看護業務歴のある場合)	勤 務 先			
会 員 歴 年 月～ 年 月・ 年 月～ 年 月			計 年 月	
協 会 役 員 委 員 歴	就 任 年 月		在職期間	役 員 ・ 委員名
	年 月～	年 月	年 月	
	年 月～	年 月	年 月	
	年 月～	年 月	年 月	
	年 月～	年 月	年 月	
	年 月～	年 月	年 月	
特に推薦に値する功績 (該当する号に○印)		第1号 協 会 活 動 第2号 看 護 業 務 第3号 啓 発、技 術 改 善、指 導 育 成 第4号 看 護 教 育、看 護 研 究 第5号 地 位 向 上、就 労 条 件 改 善 第6号 業 務 効 率 化、省 力 化		

○ 推 薦 理 由

○ 表彰の対象となる功績（具体的に）

表彰関係一覧表

※令和5年度看護協会に依頼があったものを記載

	表彰の名称	対象・選考基準（概要のみ掲載）
1	保健文化賞	健康増進や疾病予防などの保健医療分野、高齢者・障害者の支援の保健福祉分野、少子化対策等、地域に密着した密着した地道で身近な活動や実際の活動をされている団体・個人。 団体：原則10年以上の活動実績があり、将来も期待できるもの。個人：50歳以上で10年以上の活動年数がある方。
2	日本看護協会長表彰	推薦人数:会員数15,000人以上20,000人未満につき3名と入会率50%以上で1名加算。 日本看護協会長表彰規程により、通算20年以上会員で、役員、委員として協会活動に貢献した者。看護業務に特に顕著な功績があったと認められる者。
3	フローレンス・ナイチンゲール記章	記章推薦要項による。 他に例をみないほどの献身的な活動や行為に対して授与、年齢や経験を問わない。日本からはR5度現在3名受賞。
4	秩父宮妃結核予防保健看護功労賞	国内の結核予防に関する保健看護活動において顕著な功績があり、他の模範となる保健師または看護師。
5	静岡県知事表彰	静岡県知事表彰候補者選考要領による、保健衛生功労者の推薦。 へき地、危険性の高い職域又は人の好まない領域において保健衛生業務に従事する看護師・保健師・助産師。 20年以上。
6	春・秋の叙勲・褒章	栄典・表彰事務の手引きによる。 勲章一類70歳以上、二類55歳以上。
7	満88歳になる高齢者叙勲潜在候補者」に関する調査	高齢者叙勲は、原則として発令日の前月に88歳になったものを対象とする。 諸般の事情により極めて高齢となってもいまだ受賞されていない者に対し、特に春秋叙勲とは別に措置するもの。
8	社会貢献者表彰	表彰候補者推薦要領による推薦。 国内外を問わず、社会と人間の安寧と幸福のために貢献し、顕著な功績を挙げながら、社会的に報われることの少なかった方々の表彰。
9	知事功労別表彰（保健衛生功労）	＜健康づくり功労団体＞県民の健康づくり推進活動を積極的に推進し、「いきいきとした健康社会の実現」に寄与し、その功績が顕著でありこと、他。
10	医療功労賞	医療功労賞募集要項・推薦要綱により、困難な環境下で地域住民の健康増進・疾病予防・治療業務に献身的に携わっている医療者、もしくは障害を持った方や難病者の支えとなる活動を行っている医療・福祉・介護分野の関係者。中央選考会が推薦。
11	読売国際協力賞	国際協力の分野で活躍し、国民に国際社会への貢献と強直の重要性を、身をもって示した個人または団体・企業。 対象は日本人に限定。
12	母子保健奨励賞	年齢55歳未満で推薦自治体（都道府県・政令市・中核市・保健助政令市23区）の長からの推薦のあった個人で、母子保健事業に5年以上従事し、地域に密着した活動で、著しい功績をあげているとともに、他の模範となり今後も引き続き大いに活躍が期待できるもの。保健師・助産師・看護師など
13	ヘルシーソサエティー賞	5つの部門（教育者部門、ボランティア部門、医師部門、医療・看護・介護従事者部門、パイオニア・チャレンジ部門）活動の知名度に関わらず、生涯を通じて地道な活動をしている個人？
14	昭和上條医療賞	地域保健医療の実践及び教育の分野において創造的かつ先駆的諸活動を行い、大きな成果をあげた個人又はグループを継承する
15	公衆衛生事業功労者	個人の年齢50歳以上 ①民間団体等において現に公衆衛生業務に従事している者であって、原則として公衆衛生業務に10年以上従事している者 ②都道府県、市町村の職員として、現に公衆衛生業務に10年以上従事している者
16	衛生教育奨励賞	地域保健サービスに関する、優秀な事例。表彰授与をもって、衛生教育活動の進展に資するもの。事例は各2年間以上継続して実施しており、今後も継続されるのもの
17	母子保健事業功労者表彰	＜母子保健関係者＞ 多年にわたり、母子保健事業の推進に貢献し顕著な功績があり、現に母子保健事業に携わっている団体。表彰年4月1日現在において満55歳以上で原則母子保健事業に10年以上従事している者。
18	杉浦地域医療振興賞	研究者、専門職、その他の方で全国に普及する可能性を有する活動を行っている団体・個人。その活動が現在も継続しておるもの。
19	静岡県障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関する表彰	障害のある人及びその障害に対する理解を深めることにより、障害を理由とすり差別を解消する取り組みに関し、特に顕著な功績が認められる県民、事業者及び団体
20	第21回SGH看護特別賞	がん看護に関する先駆的な研究並びに実践を行いことにより、我が国の医療の発展向上に寄与し、社会的波及効果があり、その業績が顕著で、かつ今後発展が期待される個人又は団体